

事務所コラム

2013年11月18日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5条 14丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

課税→免税の移行期

課税→免税のときの棚卸資産

課税事業者が新たに免税事業者となる場合で、**課税事業者期間の末日**において所有する棚卸資産のうち、課税事業者期間中に仕入れた棚卸資産がある場合には、その棚卸資産に係る消費税額は、その課税事業者期間中の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額には含まれないこととされています。

税抜仕訳の場合には、仮払消費税を消去して期末棚卸資産は**税込価額**にしておかなければなりません。

課税→免税のときの仕入値引返品等

課税事業者期間中の仕入れについて、免税事業者になってから**仕入値引割戻返品**があった場合には、その対価の額の中に含まれていた消費税額は認識しないことになっていますので、全て税込価額で処理します。

課税事業者期間中の仕入に係る商品等で免税事業者になった最初の期首に有していたものを、その後**仕入返品**する場合にも、その対価の額の中に含まれていた消費税額は認識しないことになっています。

前記のような期首棚卸資産を税込価額に処理し直していたことと、つじつまの合う関係になっています。

課税→免税のときの売上値引返品等

課税事業者期間中の売上について免税事業者になってから**売上値引割戻返品**があった場合、又は**貸倒れ**が生じた場合や**消却債権取立益**を得た場合にも、その対価の額の中に含まれていた消費税額は認識しないことになっていますので、すべて税込価額で処理します。

なお、課税事業者期間中の売上に係る**売上返品**により増加した棚卸資産については、税込価額への変更処理が要求される期首棚卸資産と同じく、期末まで在庫品として残った場合には、税込価額で期末棚卸資産の経理処理をすることになります。

売上戻り商品を売上げると

免税→課税の移行期においては、売上戻り品の売上げで、免税事業者期間の消費税額が課税事業者になってから強制的に損金算入され、税込価格仕入額と税抜課税売上額が対応させられる不都合が生じます。

それに対し、課税→免税移行期では、全てが税込取引で例外なく処理されるので、平仄の合わない不都合は生じません。

